



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	借地型水田経営の拡大過程に関する予備的考察：北海道・T町の事例
Author(s)	志賀, 永一
Citation	農業経営研究, 24, 135-145
Issue Date	1998-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/36532
Type	departmental bulletin paper
File Information	24_135-146.pdf



借地型水田経営の拡大過程に関する 予備的考察

－北海道・T町の事例－

志賀永一

1. はじめに
2. T町における大規模経営の特徴
3. 事例農家の概要と拡大過程
 - 1) 事例農家の概要
 - 2) 拡大過程
4. 今後の検討課題

1. はじめに

北海道の水田作経営は、自作地の有償移動を中心に規模拡大を実現してきた。しかし、近年北海道の水田地帯においても借入地のある農家数が増加し、経営耕地にしめる借入地の割合も増加してきている。もちろん、この借入地の中には、北海道農業開発公社が実施している農地保有合理化事業による一時的な借入地がカウントされており、いずれは有償移動につながる農地も少なくない。

しかし、本稿で紹介・検討するように、農地の有償移動だけではなく、借入地による規模拡大を進めている水田作経営が現れている。農地価格が相対的に低位で収益地価に近似していると指摘されてきた北海道において、なぜ借地型の規模拡大が進展しているのだろうか。北海道の水田経営における借地による規模拡大の背景・要因を整理し、借地型大規模水田経営の成立要因を検討する必要があると考える。そこで、本稿では上記の課題に接近する予備的作業として、T町を事例に大規模経営の農地借入の実態を示し、6戸の事例農家の経営耕地の拡大過程を整理することを目的にしている。

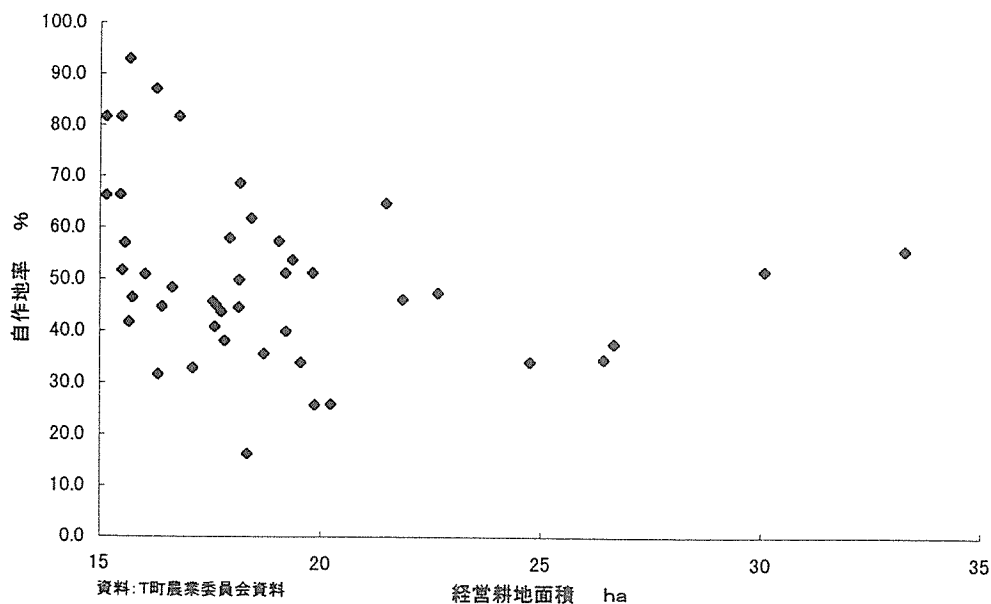
2. T町における大規模経営の特徴

T町は旭川市の東部に隣接する人口 7,893 人の町であり、15 歳以上の就業者総数 4,404 人の第 1 位を農業 (1,484 人、2 位はサービス業の 780 人、1995 年) が占めるように農業を基幹産業としている。1995 年センサスによれば、経営耕地総面積 4,344ha、総農家戸数 872 戸、販売農家戸数 778 戸である。このうち稲の作付は 3,384ha、655 戸で行われており、経営耕地総面積、総農家戸数に占める割合はいずれも 75 %前後となっている。

経営耕地規模別農家戸数を見ると、販売農家戸数 778 戸のうち、モード層を成すのは 3～5ha 層 (226 戸、29.0 %) であり、10ha 以上層は 102 戸 (13.1 %) となっている。10ha 以上層の大半は 10～15ha 層 (55 戸、7.1 %) であり、15ha 以上層は 47 戸 (6.0 %) である。

T町農業委員会の資料 (97 年度末) によれば 15ha 以上層は (水はり面積) 44 戸であるが、この 15ha 以上層の経営耕地面積とその中の自作地面積との関連を、図 1 に示した。

図1 経営耕地と自作地率(T町、1997年)



図によれば、44 戸の 15ha 以上層のうち全て自作地である農家は 1 戸もなく、経営耕地面積に占める自作地比率は 30 ～ 60 % の間に分布していることがわかる。さらに、経営耕地面積が 20ha を越える階層になると、自作地比率が 60 % を越える農家は 1 戸だけであって、借地依存の体質が強まっていることも見てとれる。このように T 町における大規模水田農家は、経営耕地の大半を借入地に依存する経営を行っていると考えることができよう。こうした借地型の展開はいつ頃から、どのような背景によって選択されるようになったのであろうか。また、借地型の展開の長所はどのような点なのであろうか。また、借地型の展開にはどのような短所があるのだろうか。以下では、こうした問題を検討していくための視点を探るため、事例農家の規模拡大過程を検討することにする。

3. 事例農家の概要と拡大過程

1) 事例農家の概要

事例農家は T 町の経営耕地面積の大きな農家を対象とした。その結果、ほぼ 20ha 以上の 6 戸の聞き取り調査が可能であった。事例農家の概要を見ていこう。

表 1 に事例農家の労働力保有と兼業従事、表 2 に作付の概要を示した。経営主はいずれも 50 歳未満であり、No11、2、8 は夫婦 2 人の労働力であるが、No11 は農繁期に男子、No 2 は親戚の男子を労働力として調達している。したがって、No 8 を除けば 3 人以上の労働力で 20ha 以上の作付を行っていることになる。しかし、その作付に要する労働力は家族だけでは困難であって、春作業、中でも水稻育苗の播種作業、田植作業という数人の労働力による組作業を必要とする作業に臨時雇いが導入されている。他方で、農閑期に当たる冬期間は No11 以外は兼業に従事している。また、1996 年から有限会社の形態に移行している No11 の事例を除けば、いずれも現状では法人化の意向を有していない。

表 2 で作付を見ると、水稻はきらら 397、ほしのゆめという良食味米といわれる 2 品種に作付が集中している。他の品種、No11 の彩、ゆきひかり、もち米、No 1 の彩は消費者への直接販売のための品種選択であり、No 3 のもち米も加工業者との契約栽培となっている。

他方、転作に目を転ずると、No 3 が高率の転作を行っているが、他の農家は町平均の転作（97 年度は約 20 %）であり、その作物は牧草、地力作物といった労働粗放的な作物選択が多く、割り当ての面積を消化するといった側面が強い。この牧草転作の実施が借入地の多さの一つの要因になっていることは後述するとおりである。

表 1 調査農家の労働力保有・調達

農家No	労働力	雇用	臨時（人日）、導入作業	兼業
11	A49A' 46	男40(4～10月)	10、播種、田植、野菜芽摘	—
2	A46A' 46	男62	81、播種、田植	A刈り11/中～3/中
8	A48A' 42		60、播種、田植	A除雪11/中～2/末
1	A62A' 61C38C' 38		150、播種、耕起、田植	C除雪12～3/初
3	A31A' 34B' 67		30、播種、田植	A団体事務局冬期3ヶ月、B林業作業夏場6ヶ月
9	A42A' 43B70B' 69		70～80、春作業、そ菜	B土建、A7#ハイト10～12月

注：労働力、兼業のA経営主、A' 妻、B父、B' 母、C後継者、C' その妻である

表 2 調査農家の耕地と作付

農家No	経営耕地	貸借入	水稲作付	き	ら	お	ノ	ム	彩	キ	ビ	リ	ソ	転作対応	野菜	牧草	地力	調整	畑作物	その他
11	2280	1314	1110	450	150	40	80							120	130	150	50			
2	3042	1550	1850	600										42	550					
8	2105	520	1700														300	4.5		
1	3360	1850	900	1000	900										370				小豆150	援助米40
3	2640	988	800	600			170								530			10	小麦530	
9	2260	1006	1730											100			350		小豆80	

注：No11は共同受託地3haを含む（借入にカウント）

表 3 調査農家の米販売対応

農家No	米の販売対応とその割合
11	特別栽培米800(貸無農薬150)、現在200戸に契約販売 水稲作付面積の44.0%
2	低農薬有機今ズリ米80戸(計2390俵の貸350俵、16500～18000円) 米出荷数量の14.6%
8	1785俵の貸480俵業者販売(貸200俵のみ14500円) 米出荷数量の26.9%
1	全量組織を設立し販売、無農薬300 (18000～20000円) 作付、出荷の100%
3	400産直、そは菓子屋と契約(15000～19000円) 水稲作付面積の36.3%
9	全量農協出荷

このように事例6農家は水稻作付に重点を置いた対応を行っているが、この点は米の販売対応にも現れている。表3によれば、全量を政府米として販売している農家はNo.9だけであり、他の農家はいずれも個人や生産者を組織化したグループによる産直や業者との契約栽培を行っている。こうした産直等の割合をみると、農家独自に全量販売している農家はNo.1のみであり、産直等取り組み割合は農家によって多様であるが、1997年は北海道の米価が急落し、農家手取りで13,000円/俵ほどとなった中で、表のように15,000円以上の価格で販売する実績を上げ、経営全体の米価低落の影響を軽減していることが注目される。

以上のような経営概況を有し、米生産を主軸に借地展開で規模を拡大している農家の経営耕地の拡大過程を、次に見ていこう。

2) 拡大過程

農家No.11 (表4-1)

この農家は80年代後半以降に規模を拡大し、表示分だけで12.4haの拡大、90年以降をとっても8.8haの拡大を行っている。拡大耕地の大半が借入地で、相手農家は高齢化を主要な要因とし、しかも分家等血縁による貸借関係がみられる。備考に示したように、この地区は借り手層も多く、それら農家は拡大可能な機械を装備しており、これが血縁を主体とする貸借関係を結果させ、さらに小作料水準が低下しない要因になっているという。

他方土地利用を見ると、基盤整備事業未実施地区であるため不整形田や小区画圃場が多く、こうした相対的に条件の悪い圃場を転作に向ける対応がとられている。

表4-1 事例農家の農地集積

農家No.	区分	年次	面積	期間	地価・小作料	相手の状況
11	借入	87	183.3	5	30000	高齢
	借入	89	175.2	10	28000	農業者年金受給、分家
	購入	90	274.0		55	地続きの土地
	借入	91	216.3	5	30000	高齢、分家
	借入	94	392.9	5	25000	兼業農家

備考：伊香牛地区は基盤整備事業未実施で特別付加金はない
 このため標準小作料だと貸し手が有利
 また地域に借りてが多く、機械装備もしているので小作料が下らない
 転作は条件の悪い作業受託地を当てている
 小区画不整形の土地を転作し、条件のよいところに力をいれる

注：面積a、地価万円/10a、小作料円/10a
 以下、同様である

農家 No 2（表 4－2）

この農家は 83 年以降 28.8ha の拡大を行っている。83 年の購入は町外の土地であり、地価も 125 万円と高いが、宅地周りの土地よりもよい土壌条件であったという理由で購入している。また、90 年には代替地取得で 7.0ha の拡大を行っている。

こうして拡大が進展するが、95 年の転作再強化に際しては、転作地確保のために借入を行っており、その転作地はスーパー加算の対象地であったため 10a 当たり 35,000 円という高額の小作料支払いを行っている。この農家はまだ拡大意向を有しており、貸し手市場である T 町では借り手の方から小作料引き下げを言い出せない状況にあることを問題点として指摘している。

表 4－2 事例農家の農地集積

農家No	区分	年次	面積	期間	地価・小作料	相手の状況
	購入	83	400		125	高齢負債農家、町外地、砂壌土の土地でどうしてもほしかった
	借入	88	440	10	30000	牧草転作で兼業従事の農家
	借入	90	300	10	28000	高齢、通い地の地続き
	購入	90	700		60	試験場移転による代替地取得
	購入	92	280		65	高齢離農、近くてほしい土地だった
	借入	93	200	5	27500	主人死亡、町外地、遠戚
	借入	95	560	10	35000	高齢市街地へ転居、通い地の隣人の紹介、転作対応で借入 スーパー加算の農地、牧草

備考： T 町は貸し手市場、飛び地を出さないことはわかるが集落外でも借りたい
小作料を下げてほしいが、今の転作では小作料が下がらない。
貸し手に引き下げを言い出せない状況

農家 No 8（表 4－3）

この農家の借入も 80 年代後半から始まっている。当該農家は借入だけの拡大であり、購入依頼も土地条件が悪いことを理由に断っている。借入の特徴は兼業先で一緒に働いた農家の土地を借り入れ、その後その相手農家の紹介で借入農地を拡大していったことであり、小作料水準が他の事例農家よりも高額である点である。これまでは米価水準や町の借入助成などによってさほど問題にしていなかった小作料の水準であったが、米価の急落によって当該農家の最大の関心事となっている。そこでは農業委員会での標準小作料の改訂、転作奨励金の水準を小作料水準の動向を左右する要因として注目している。

表4-3 事例農家の農地集積

農家No	区分	年次	面積	期間	地価・小作料		相手の状況
					97年	98改訂	
8	借入	87	184.9	3	25000		高齢で耕起作業をやってあげていた、地続き 最初の借入地、20年近く購入はない
	借入	91	377.7	3	24000		高齢、購入依頼があったが条件悪く断った(打診額50万) 30000から下げてもらった
	借入		374.3	10	34400		年金受給、内地でともに兼業した仲
	借入		156.3	10	35000		上記農家の紹介
	借入		178.5	3	34000		上記農家の紹介
	借入		92.3	3	35000		上記農家の紹介
	借入		138.1	3	32000		地区外だが、受ける人がいなくて

備考： 転作金額が高いので小作料を下げられないのではないか
 18000円の米価では労賃＋経営者利潤があり採算がとれた。
 しかし、13000円への米価低落では労賃に食い込む
 標準小作料の改定に期待している
 一気に20000円台はきついと思うので30000円を期待する
 先が見えないので購入に踏み切れない
 2～3年前までは7ha以上借入している農家に町が5000円/10aの補助を出していた

表4-4 事例農家の農地集積

農家No	区分	年次	面積	期間	地価・小作料		相手の状況
					97年	98改訂	
1	借入	77	188.8	3	33800	27000	主人死去
	借入	79	62.7	3	24000		貸し手事業のため60a購入
	購入	79	60		130		
	借入	82	96.1	3	31000	27000	小麦連作、作業受託地
	借入	83	90	3	31000	27000	牧草転作地(94復田)
	購入	86	100		100		町議出馬で資金を必要とした
	購入	92	441.2		47		84年から借入、この土地によって当該地区で借入が進展
	借入	92	114	10	31000	27000	年金
	借入	92	61.3	3	30000	27000	隣接地、小区画で受け手なし
	借入	92	178	3	33800		牧草転作(94復田)、収穫実施が契機
	借入	93	513.5	3	20000	傾斜地	息子と同じ兼業先、牧草(94復田)＋水田
	借入	94	61.2	3	20000	傾斜地	94年JAが隣接地購入を認める条件として借入(94復田)
	購入	94	289		30		病気
	購入	94	133.6		25	砂利採取	85年から借入、砂利代で30万
	購入	94	178.4		57		85年から借入、復田していた土地
	借入	96	119.9	3	30000		JAは借入金が多いため認めようとしなかった
	借入	98	431.1	10		28000	高齢息子恒常的勤務 年金、購入依頼を受けており、遠くの土地を売却し購入希望

備考： 98年地区農業委員とともに農家を回り小作料引き下げ
 同年に経営移譲のため
 父が農委であり借り手のいない土地を集積した
 農地購入のみで4787万円、施設＋不振等で総計7500万円(97年末)
 リフレッシュ資金により5000万円を金利1%に借換

農家 No 1（表 4－4）

この農家は事例農家 6 戸中、最も拡大を進めてきた農家であり、98 年の借入耕地までを含めると 70 年代後半以降 31.1ha もの耕地を拡大している。中でも 90 年以降の拡大はめざましく 25.2ha におよんでいる。こうした拡大を可能にさせた要因の一つに父が農業委員であり、借り手のいない農地を集積したことをあげている。

当該農家の特徴は農地の購入も多いことであり、借入金残高が農地だけで 4,800 万、その他を含めた合計が約 7,500 万円におよぶことである。自作地面積が 15.1ha であるから 10a 当たり 50 万円弱の借入金となっており、最近の農地購入価格を上回る借入金額となっている。また、83 年の借入地は転作強化に伴う転作地確保、92 年には 8ha 近くの拡大したことに伴って牧草転作に仕向ける農地を借入している。93 年の傾斜地の借入も転作消化のためである。このように拡大に伴う転作面積の増加を消化するために必ずしも好条件ではない農地を借入することによって対応している。すなわち、好条件の農地では水稻作付けを行い、その水稻作付面積を減少させずに転作を消化するためにさらなる借入が行われているのである。

農家 No 3（表 4－5）

この農家も 84 年以降合計で 19.4ha を拡大し、なかでも 90 年代に入ってからのは拡大は 13.9ha となっている。この拡大のなかでも 97 年の 7.0ha の借入が一挙に経営耕地を大きなものにしている。特徴的なことは 4.7ha を購入しているが、農地取得資金の残高は 2,000 万円であり、他の資金に借入は行わず、自己資金で対応してきたことである。また、当該農家においても 96 年の転作強化に際して 1.7ha を転作仕向用として借り入れしている。

表にみられるように借入地の割合が大きいのが、No 3 農家は購入志向であり、農地を購入することで営農意欲をかきたてていこうと考えている。

農家 No 9（表 4－6）

この農家は 70 年代後半から借入が見られ、これまでに 16.0ha を拡大している。しかし、拡大が本格化するのは 80 年代後半であり、90 年以降の拡大は 7.1ha になっている。

購入は 94 年に 1 事例見られるが、当該農家は借入を重視しており、30 万円の農地価格であっても 3 万円で借入する対応を選択している。

表 4 - 5 事例農家の農地集積

農家No	区分	年次	面積	期間	地価・小作料	相手の状況
3	借入	84	30	10	0	2年間ヤミ小作（86購入分とあわせ270a）、86年から正規貸借、離農給付金のため
	購入	86	240		50	
	購入	86	110		68	相手は買い換えで売却
	借入	89	170	10	30000	年金、同一集落
	借入	92	190	3	30000	花卉主体労力不足で転作
	借入	92	100	10	30000	年金
	購入	92	120		31	
	借入	93	110	10	24000	父死亡、2年間作業受託、離農給付金のため
	借入	96	170	10	30000	2兼で転作のみ、転作用に借入
	借入	97	700	10	34000	年金、親戚が借りていた土地を引き継いだ

備考：小作料を下げたいが、それ以上の小作料を払う人がある気がして下げられない
 3万の小作料なら40万で購入したい
 購入の方が人との関係がなくて気が楽である
 しかし、自分がやめることを考えると小作の方が気が楽
 自分は逃げたくないので購入を考えている
 農地取得資金の残高は2000万（97年末）

表 4 - 6 事例農家の農地集積

農家No	区分	年次	面積	期間	地価・小作料	相手の状況
9	借入	77	46	3	28000	既に離農
	借入	81	210	3	27000	公務員、転勤で不在
	借入	82	130	3	32000	既に離農
	借入	87	300	10	29000	年金
	借入	87	200	10	29000	年金、現在も日雇いにでている
	借入	91	62	3	29000	離農、入院
	借入	93	58	3	29000	離農
	借入	93	178	3	5500	畑地借入
	購入	94	240		30	宅地周りの土地、農委より購入依頼
	借入	96	178	3	30000	離農

備考：30万円での購入ならば、3万で借りる
 農委の標準小作料が妥当と考えている

4. 今後の検討課題

以上、調査事例の一次集計を元に経営耕地の半数近くを借入という形態によって規模拡大を行っている、T町の農家の拡大過程を見てきた。事例農家はいずれも旺盛な拡大意欲をもち規模拡大を進めていた。その拡大は80年代後半以降、とりわけ90年代以降に行われていたことが注目される。

事例農家は経営耕地にしめる借入地の割合は高いが、必ずしも借入という拡大形態を評価している農家だけではなく、購入という拡大形態を望んでいる農家も存在した。そこでは表2で見たような借入地が存在する要因が問題となろう。本稿の考察からも借入地による拡大の要因をいくつか指摘することができる。第1に、農地の需給動向である。T町の農地価格は80年代前半を通して80万円前後で推移し、88年以降急速に低下しているのであって（付表1参照）、事例に見られた農地供給層の性格、すなわち高齢離農あるいはすでに離農といった農地供給層の存在を前提にすれば、今後さらに農地価格の低下期待が存在する。こうした傾向を促進しているのが、最近の水稻をめぐる状況の変化、とりわけ米価水準である。この点を第2にあげることができる。こうした水稻作をめぐる先行き不安が拡大意欲を有する経営であっても、投資抑制の行動をとらせているのである。第3は転作対応の変化であり、第4は転作実施の地域差（T町の特徴）である。第3の点は第2の水田経営の先行き不安につながるが、T町においては山沿いに位置する農地で牧草転作が行われおり、拡大志向農家は条件のよい平坦地を水稻作に振り向け、既存転作地を借入する対応で転作消化をはかろうとする行動をとっており、それが借入を増加させているのである。

このような借入増大要因が存在したとしても、借地型の拡大をとる農家にとってはそれが有利な方策に結果しているかどうか、その展開方向を安定化させよう。その意味で借地型展開がメリットをもたらしているのかどうか最大の見込みとなるし、借入地の安定的利用、継続の条件を検討しなくてはならない。本稿では十分に検討しえなかったが、No 1農家をのぞけば、事例農家は農地は資金を借り入れるが、機械施設投資は自己資本によって行うといったきわめて慎重な行動をとっている（付表2）。こうした個別経営の対応差による蓄積力が借地型規模拡大を支えている要因かもしれないのである。また、転作地を確保するための借入は転作政策によって小作料水準が変化する可能性を有するし、その引き下げは貸し手農家の性格によっても変化することが考えられる。こうした双方の考え方を検討する必要性もある。いずれにしろ、これまでの借入地の確保は転作奨励金の帰属とその分配のあり方に規定されている側面を持

っていると考えられる。地域の実情に即して実態調査を充実させていきたい。

付表1 当麻町農地売買価格の推移

単位:千円		
年次	中田	中畑
79	600	90
80	700	100
81	800	120
81	850	80
83	830	80
84	800	80
85	830	100
86	820	100
87	810	100
88	652	91
89	554	120
90	514	100
91	480	95
92	400	80
93	400	80
94	360	78

資料:北海道農業会議
田畑売買価格調査結果報告書

付表2 機械保有と資金利用の特色

農家 No	機械保有の特色	資金利用の特色
11	個人主体 共同はラッパ防除のみ 資金返済期間より長く使用する	機械は5～7年の資金を利用 これまでは自作地担保で可能
2	個人のみ 防除ラッパ委託 新品でなければならないもの (コンバイン)とそうでないもの (トラクタ)を区分	機械施設では借入金を利用せず
8	個人のみ、航空防除委託 3年ほどで早期更新 (トラクタ、コンバイン、田植機) 高く下取りしてもらおう 業者と仲良くする	機械施設は自己資金 さらに機械は年賦払い(1000万)
1	個人、乾燥調製カントリー 98年乾燥調製JAカントリーに変更	農地4787、機械施設1800、 経営不振1000万
3	個人主体、 乾燥調製半分を2戸共同 航空防除委託	機械で1950、農地2000万
9	個人主体、防除3戸共同	機械は自己資金